

和歌山県紀南児童相談所長 様

和歌山県紀南児童相談所(新宮分室)の第三者評価  
**報告書**

(令和7年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

**J-Oschis**  
日本児童相談業務評価機関

# 一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

## 児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で和歌山県紀南児童相談所(新宮分室)第三者評価を実施した。

### ●評価の方法

2020年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン(案)」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2025年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

#### 1 各所アンケート

##### ・ 自己評価アンケート

57項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

##### ・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学4年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

##### ・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

#### 2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料(権利ノート等)、その他必要と思われる情報 等

### 3 実地調査

#### ・紀南児童相談所

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

#### ・新宮分室(オンラインで実施)

- (1) 分室長からの全体説明・ヒアリング
- (2) 児童福祉司ヒアリング

### 4 報告書の提出

#### ●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

# — 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
<b>総評</b>	
総評.....	5
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	8
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	10
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	12
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	14
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	16
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	18
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	20
<b>アンケート結果</b>	
こどもアンケート結果 紀南児童相談所.....	23
新宮分室.....	43
関係機関アンケート結果 紀南児童相談所.....	65
新宮分室.....	80

# 総評

(2025年12月9日(火)~12月10日(水) 実地調査実施分)

【優れている点】

○素晴らしい環境

広々とした敷地、紅葉に彩られた林を背景にした静謐な環境、地元の天然木を利用した平家の児童相談所です。豊かな香りが溢れ、陽射しがたっぷり差し込む明るい室内、十分に手入れされた内装、掲示物、置物、机、椅子にいたるまで統一感のある落ち着きがありました。子どもたちが遊びたくなる遊具、箱庭が用意され、訪れる子どもたち、保護者が心理的安心感を得られるだけでなく、働く職員も、日頃の喧噪から離れて、深呼吸をして、癒しを得られるのではないかと感じました。これだけの環境を備えている児童相談所は、全国でも稀だと思います。

○活動の基盤にある子どもの権利保障

日々の職員の活動が自然に、子どもを大切に、子どもの権利を保障する実践となっています。子どもや家族の状況を綿密に把握し、子どもの声をよく聞き、常に、子どもの幸せを実現するためにどうしたらよいかという視点から対応を検討し、チーム内で、また児童相談所全体で方針を共有して、労を厭わず、丁寧に実践していることが見て取れました。改訂された子どもの権利ノートの内容は、権利侵害をされてきた子どもたちに寄り添い、権利とは何かをわかりやすく伝える工夫がなされています。

○ワンチームとしての活動

所長以下、田辺本所 17 名、新宮分室 6 名、計 23 名の職員同士の意思疎通が、密に自然にはかられ、助け合うことができ、全職員が「ワンチーム」となって業務に当たる雰囲気醸成されていました。小規模な児童相談所という特性を活かし、個々のケースの進捗を全職員が把握し、互いに協力し合いながら支援に努めていました。職場の和やかな空気が、そのまま相談者への良質な支援へと繋がり、一人ひとりが持てる力を最大限に発揮できる環境が存在していました。

○地区割担当制を活かした実践

一人の職員が虐待介入から在宅支援、社会的養護までを一貫して担う「地区割担当制」を敷いており、児童相談所の仕事を深く理解するうえで最良の教育機会となっています。子どもや保護者との信頼感が形成され、子どもの成長や家族の変化の見守りができることによる職員のやりがいにもつながっていると思われました。

○措置された子どもへの寄り添い

措置ケースへの対応においては、月 1 回以上の面会を欠かさないことはもとより、単なる定期的な訪問というだけではなく、常に子どもを真ん中に置き、一人ひとりに寄り添った極めて丁寧な支援、きめ細やかで誠実なケースワークが実践されていました。

【今後の取組みへの提案】

○子どもの権利ノートを子どもと共に学ぶ

子どもの権利ノートを子どもと共に熟読しながら、その子どもが侵害されている権利は何か、どの権利の回復が必要なのか、そのためには、どうしたらいいのかという視点から、子ども対応の中で、具体的な子どもの権利保障の実現をはかってほしいと思います。

○医師、弁護士などの専門家の配置

児童相談所で支援を決定するためには、多角的、重層的なアセスメントや専門家の意見が必要ですが、虐待事例に関わる医師や弁護士、警察官などの配置がありません。常勤配置でなくとも、援助方針会議への参加や必要時には相談できる体制の構築を期待します。

○市町村との組織的な協力体制を

市町村との組織的な協力体制をより強固なものとするため、現行の同行訪問を継続・定着させるとともに、児童相談所の定例会議への陪席機会を設けるなどの工夫はいかがでしょうか。また、「管内等児童虐待対応担当部署等職員連絡協議会(管対協)」の枠組みを活用した合同研修会の開催など、専門性の共有と顔の見える関係づくりを推進し、地域全体での対応力底上げが図られていくことを期待します。

○スーパーバイザーの外部研修参加

外部研修の予算は既に確保されていますが、スーパーバイザー(SV)が研修に参加することで、担当者や現場に負担をかけることを懸念して、機会を辞退するケースが見受けられます。せっかくの育成機会を有効活用するためにも、SVが安心して研修に専念できる業務代行体制の整備や相互バックアップを推奨する組織文化の醸成に向けた取り組みを期待します。

○休日夜間の体制改善

休日夜間の緊急当番については、実際に連絡が入らない時間帯であっても、待機する職員の精神的・身体的負担は極めて大きいと言わざるを得ません。特に少人数の分室においては、交代要員に限られるため、その負担はより深刻なものとなっています。現在の組織構成において現場レベルでの最大限の工夫がなされていますが、本課題は一児童相談所の努力のみで解決するには限界があります。今後は、IVR（電話自動音声応答システム）やICTの活用、さらには業務の外注化(アウトソーシング)など、県全体としてバックアップ体制を構築し、職員の負担軽減が図られていくことを期待します。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>○改訂された子どもの権利ノートを活用し、子どもと共に熟読し、対話を行いながら、子どもの権利擁護の実現をはかってほしいと思います。</p> <p>○ケースを通じて、市町村との実践的な取組みを行い、研修や交流会に参加して、学びを深めることを期待します。</p>
児童相談所	<p>○外部研修にスーパーバイザーが出席できるような支援体制を構築してほしいと思います。</p> <p>○県内の児童相談所間で、本所と分室で、児童相談所と市町村で、互いに共通な課題に取り組むパートナーとして、ワンチームとしての取組みができるような方向性を示していただいてはいかがでしょうか。</p> <p>○市町村との連携を強化するため、同行支援の継続強化、会議傍聴などの実現を検討されることを提案します。</p>
設置自治体	<p>○法定基準にしたがう職員数の確保を急いでいただきたいと思います。</p> <p>○休日夜間電話当番について、本所、分室ともに、職員に過重な負担を軽減する方策を講じることを期待します。</p> <p>○医師、弁護士などの専門職の配置を提案します。</p> <p>○積極的な外部委託、ICT 化を推進し、職員の本来業務に専念できるよう環境を整備されることを期待します。</p>
国	<p>○虐待相談の緊急対応など、夜間休日対応に関して児童相談所の職員の負担が非常に重い状況が続いています。この点について、十分な予算や人員を配置できるよう配慮するとともに、児童相談所業務の現状を把握し、警察機関との協働や業務委託など多角的な検討による負担軽減を期待します。</p> <p>○全国でフォスタリング機関や里親支援センターが設立される中、行政(児童相談所)が担う役割は何なのかについて、全国の児童相談所で考え方も異なっている状況です。国が全国の里親支援状況を改めて調査し、里親支援における児童相談所の役割の明確化について、具体的な指針を示すことを期待します。</p>

## 第 I 部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れている点】

##### ○子どもの権利ノートの改訂

今年度改訂された子どもの権利ノートは、不適切養育を受けて一時保護をされ、あるいは施設、里親に措置される子どもたちの不安な気持ちに寄り添うことが目指されていました。子どもたちに何より必要な、あなたは大事な人、ひとりぼっちではない、自分の道は自分で歩いていいという人権保障の柱を冒頭のメッセージで優しく伝え、また子どもの権利条約の4原則をわかりやすく解説する素晴らしい内容です。そして、一時保護施設や施設、里親について、子どもが聞きたいと思っているであろう疑問に適切に答える工夫がなされています。

##### ○子どもの権利保障の理念の言語化

この児童相談所の理念を所長が言語化し、共有をはかっています。その内容は、子どもの権利ノートが伝えるメッセージと共通しており、この児童相談所が、子どもの権利保障に向けて歩んでいこうという方向性を職員に対しても、また保護者や市町村、地域の人々にも明確に表明するものとして意義あるものになると思います。

##### ○子どもの声を聴き、子どもを大切にチーム対応

個別事例の聞き取りで報告されたそれぞれのケースを通じ、日々の職員の活動が子どもを大切に、子どもの権利を保障する実践となっていることがわかりました。子どもや家族の状況を綿密に把握し、子どもの声をよく聞き、常に子どもの幸せを実現するためにどうしたらよいかという視点から対応を検討しています。児童福祉司、児童心理司、保健師らにより構成されるチーム内で、また児童相談所全体で対応方針を共有して、労を厭わず丁寧に実践されていることがわかりました。

穏やかな地域の風土、伝統もあるのかもしれませんが、小規模な児童相談所であること、受理から終了まで同じチームで対応していること、職員一人ひとりが大切にされていることの利点がとてもよい形であらわれています。

##### ○児童福祉審議会を用いた、子どもの意見表明権保障の具体的実践

一時保護施設でのアドボケイト活動が活発に行われています。その中で、子どもの意見を児童福祉審議会権利擁護部会に表明したケースの報告がありました。子どもの意見、審議会の意見にしたがう対応を丁寧に行ったうえで、子どもとの信頼関係を築き、最終的に子どもが求めている方向へ舵を切ることができたという内容でした。ここまで子どもに寄り添う支援ができたケースは、全国的にも稀有な優れた実践です。

#### 【今後の取組みへの提案】

##### ○子どもの権利ノートを活用した子どもとの対話

初めて児童相談所と関わり、子どもの権利ノートを職員に読みかかせてもらう時の子どもは、その職員との対話によって、これまでの人生で味わったことのない感動を覚えることがあるだろうと思います。一時保護をされた子どもには、児童心理司が子どもの権利ノートの説明をしているということでしたが、児童福祉司も参画していただきたいです。

一人ひとりの子どもが抱える困難な現実在即して、どのような権利が侵害されてきたのか、何をすることによりその権利が回復されるのかという具体的な視点から、職員も子どもと共に権利ノートを熟読することをお勧めします。読み聞かせ後の子どもたちの感想を聞き、また読み聞かせ方法の経験交流をはかるなどにより、十分な権利ノートの活用がなされることを期待します。

○援助方針会議への子ども参加の実現

援助方針会議等への子どもの参加について、県全体での検討が始まっているとのことでした。アドボカシーについて研究している専門家や職員間の意見交換を通じて、実現へ進めていただきたいと思います。

○子どもの意見を明確に記録するシステムの構築

自己評価において、子どもの意見聴取の結果が記録されているかという点についてB評価がなされていましたが、児童記録を閲覧した限りでは、日々の経過記録の中に詳細に記録はされていました。今後、明確に記録欄を設けるなどの工夫をされることをお勧めします。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	S

## 第Ⅱ部 児童相談所の組織

－児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れている点】

##### ○木の香りのする建物、緑に囲まれた環境

紀州の木材を使った木の香りのする建物や緑に囲まれた環境は、相談者だけでなく働く職員にとっても申し分ないもので、明るい事務所環境だと感じられました。

##### ○ワンチームでのケースへの取組み

紀南児童相談所は新宮分室も含め、児童福祉司と児童心理司がペアを組み地区を担当するという利点を活かし、組織内では、個々のケースについて十分な共有がされていました。また、小規模な組織であることを、ワンチームで取り組む協力体制の構築につなげていました。さらに組織内の風通しのよさにより、職員は、所長、次長（分室長）を含め、どの職員にも相談しやすい環境作りができているところは優れています。

##### ○職員ひとりひとりの責任ある対応

少ない職員数のなかで、職員一人ひとりがやるべきことを当たり前のように行い、休日夜間も責任感を持って対応していました。特に新宮分室においてはその負担は大きく、さらに措置にかかる決定権限や通知書類の作成など分室内だけではできないことも多くありますが、本所と連携しながら真摯に取り組む姿勢は大変評価できます。

##### ○組織理念の言語化

所長が所属の組織理念を文書として提示することで、組織として目指す方向性が明確になっています。また組織内役割や立場を明確化させるなど、業務の質の向上、効率化のための取組みを実施し、職場環境としての法令順守や環境改善にも取り組んでいるところは評価できます。

#### 【今後の取組みへの提案】

以下については、児童相談所だけで解決できる課題ではないので、主として設置自治体への提案です。

##### ○法定基準を満たす職員配置

職員配置については、児童福祉司が3名、児童心理司が1名、法定基準数に足りていません。児童相談所の援助相談活動に必要な職員配置数であり、特に緊急対応時の機動性などにも大きく影響することから、早急な改善について期待します。

##### ○相談体制の強化

新宮分室を含め、SVする者の人数が限られているため、相談したいときに相談できない状況が生じることもあると思われます。迅速に相談できる体制づくりに向けて、例えばリモート会議がすぐ開催できるよう本所と分室、さらには中央児童相談所ともネットビデオ回線を繋いだままにしておく等の工夫をするなども一案かもしれません。また、他自治体の分業体制を含めた良好事例を参考にさせていただくのもよいと思います。

##### ○夜間休日対応のバックアップ体制

夜間休日対応について、各職員に(3ヶ月に1回)1週間程度当番が回ってきます。特に新宮分室では正職員4名が輪番となり、月の半分が当番にあたっています。この間は緊急対応に備え、勤務をしない日に関わらず、外

出制限や通告を受けるための準備など大きな負担がかかっています。職員のライフワークバランスを考え、県全体で負担を分担するなどバックアップ体制を検討していただきたいと思います。

#### ○医師・弁護士の配置

医師・弁護士の配置がありませんでした。たとえば専門委員を県で配置するなど、常時専門家を活用できるような仕組みを作ることで、児童相談所の機能を十分に発揮することができると考えられますので、工夫をしてみたいでしょうか。

#### ○経験ある職員の配置

小規模ゆえ、職員1人が担う役割（虐待の初期調査・対応、障害などへの相談援助、在宅支援、施設入所児童・里親委託児童の支援、施設・里親支援、市町村支援など）も多くなっています。経験年数の浅い職員が多く実質的な中堅層が少ないため、どの職員も実質一人分の役割を担わざるをえず、経験の積み上げをする期間がないと考えられます。できるだけ経験のある児童福祉司や児童心理司の配置を期待します。

また、経験が5～6年程度あるSV手前の職員を進行管理担当児童福祉司等として配置し、多機関が関わるケースの場合に、ケース全体を調整・ファシリテートする役割を担う職員を地区担当とは別に配置することで、支援の調整がより円滑になる可能性があります。

#### ○公用車の増設

公用車は昨年度1台増えて、3台になったということですが、一時保護施設や施設等が遠方にあり、車の利用は必須になっています。実際に職員の自家用車を使わざるを得ない状況も多くあることから、利便性を考慮し公用車を増やすことをご提案します。

#### ○外部研修への参加促進

外部研修の予算は既に確保されていますが、スーパーバイザー（SV）が研修に参加することで、担当者や現場に負担をかけることを懸念して、機会を辞退するケースが見受けられ、受講の機会が少なくなっています。よい実践がなされているので、他の自治体や関係機関ともつながり、さらに知見を深め、学びを広げていくためにも、SVが安心して研修に専念できる業務代行体制の整備や、相互バックアップを推奨する組織文化の醸成に向けた取組みを期待します。

### <各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	A
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

### 第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

#### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

##### 【優れている点】

###### ○会議体・進行管理の適切な運用

援助方針会議、受理会議、進行管理が滞りなく実施されていました。受理時にはアセスメントシートを用いてリスクを共有し、記録も適切に残されていました。3か月に1度、所長を含めた会議が開催され、進行管理が組織的に行われていました。援助方針会議では、子どもの生命・安全を最優先にした組織的な検討が行われていました。

###### ○アセスメントと記録の工夫

援助方針会議用シートに担当チームの意見が整理されており、子どもの思いや考えを記載する欄も設けられているため、検討課題が明確化されていました。緊急度・リスク・家族支援の3種のアセスメントを、局面に応じて適切に活用していました。一時保護の要否についての判断も適切になされていました。

###### ○相談者・児童への丁寧な支援

受付にコミュニケーションカードを設置するなど、相談者・子どもへの配慮が行われていました。外国人相談者に対して、AI翻訳機、通訳手配など、多様な手段を整備して対応していました。在宅ケースでは、月1回以上の家庭訪問を実施し、子どもの意見を丁寧に聴き取っていました。措置ケースでも、月1回の面会を継続し、状況把握に努めていました。

###### ○市町村との連携

市町村とは顔の見える関係が構築され、日常的な情報共有ができていました。市町村のケースでも、児童相談所側から会議を呼びかけたり、同行訪問を行うなど、積極的な連携が図られていました。

###### ○小規模組織ながらの迅速・的確な対応

人員負担が大きい中でも、相談・通告ケースに対し、体制を組んで迅速かつ的確に情報収集を行っていました。在宅指導中の子ども・保護者に対して、児童福祉司指導に依らずとも緩やかな支援指針を立て、継続的に管理していました。

##### 【今後の取組みへの提案】

###### ○共通アセスメントシートの活用促進

児童相談所と市町村とで共有するアセスメントシートについては、現場の局面に応じて確実に活用される体制が整うと、より効果的な支援につながると感じました。担当者が交代しても支援の経過や判断の根拠が途切れず共有できるよう、共通シートの積極的な活用を一層推進されることを期待します。

###### ○記録の可視化・コンパクト化

経過記録に詳細な逐語録を残すことは、状況把握のために一定の必要性があるものの、多大な時間を要し、職員の大きな負担となっているのが現状です。面接時に「スリーコラム」等のマッピング技法を用いているのであれば、その果実を活用し、記録内容を可視化・コンパクト化することを目指してはいかがでしょうか。情報の要点を絞り、記録作成時間を短縮することで、本来の直接支援や検討に充てる時間を創出するなどの工夫も期待されます。

○多角的・重層的な検討体制の強化

より多面的で質の高い検討を行うためには、子どもの声に加えて、医師・弁護士・心理師・社会福祉士など外部専門家の視点を取り入れることが重要だと考えています。そのため、専門家の意見を適切なタイミングで聴取できる仕組み、たとえば、定期的な意見交換の場や、個別ケースに応じた助言依頼のプロセスを整備すること(専門委員制度等)を提案します。こうした体制により、よりメタな視点からの検討が可能になり、判断の質の向上が期待できます。

○小規模組織における負担軽減策

職員一人ひとりの負担が大きい状況を踏まえ、業務の標準化や見える化ツールを活用して、負担軽減につながる工夫を検討する余地があると思いました。例えば、保護者との面接の際にホワイトボードを用いたマッピングを活用し、面接後に写真を撮り、それを記録の一部とするなどの工夫です。これらは一児童相談所のみでの解決が難しく、県全体での支援体制構築が不可欠です。今後の検討を期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	A
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

## 第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れている点】

##### ○毎月の施設訪問

各施設までが遠距離であるにもかかわらず、措置された子どもに児童福祉司が毎月1回は面接に行くことが当然のこととして定着していました。子どものアンケートからも、子どもが児童福祉司の名前、顔をきちんと覚えているということが分かります。このような取組みは大変評価できます。

##### ○援助指針の定期的見直し

援助指針の見直しが3か月から半年の間に定期的実施されています。施設職員とも頻繁に情報共有が行われ、子どもの意向を聴き取りながら、こまやかに対応しています。そのなかではアドボケートについての説明もされており、子どもの意見を反映できるようになっていました。このような対応については評価できます。

##### ○きめ細やかな里親支援

里親委託中の支援について、援助指針の見直しには里親支援機関も入っており、また、日ごろの支援についても里親支援機関と連携し、子どもだけでなく里親家庭への支援もきめ細やかに行っています。委託解除についても慎重に検討がなされ、里親・子どもの意見を聴き取り、その時にできる最善の判断を行っています。里親の喪失へのフォローだけでなく、里親がその後もできる支援と一緒に考えるなど、里親の心情へも配慮した支援は評価できます。

里親や施設等が行う支援内容等に関して定期的に必要な確認・助言・支援等を行っています。ただし、新宮分室の場合は、本所との決裁を含めた連携の際にタイムラグが生じてしまう不便さもありますが、施設と協働して支援する姿勢は優れています。

##### ○施設入所・里親委託前の子どもへの配慮

施設入所・里親委託前には、学校や医療機関の他、関係する機関への説明も念入りにされており、子どもの負担が少なくなるよう、事前見学などをして、そのイメージを具体的に共有できるよう配慮しています。

##### ○子どもの外泊時の地域連携

施設入所ケース等で外泊に入る前には、市町村に要請しケース会議を開き情報共有を行うなど、地域との連携について適切な対応がされています。

##### ○施設入所・里親委託の進行管理

今年度より施設入所・里親委託のケースの進行管理を開始しています。児童相談所システムから進行管理表を出力し、現況調査を実施したうえで会議を実施しています。組織として定期的な見直し、確認ができる良い機会となっています。

#### 【今後の取組みへの提案】

##### ○18歳以上の自立支援

18歳以上の措置延長の数は少ないということでしたが、児童自立生活援助事業について、18歳未満の子どもも含め3名が1型を、1名が3型を利用しています。1型は紀南児童相談所管轄に1か所のみですが、子どもの状況に合わせて管轄地域外の事業所も利用できており、措置中と変わらない支援が行われています。ただし、社会的養護自立支援拠点事業を実施している機関は和歌山市に1か所ということですので、紀南地域にも同様の事業

が展開されることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

## 第V部 社会的養育の推進

－家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れている点】

##### ○フォスタリング機関との連携

フォスタリング機関による里親リクルートにはじまり、定期的情報共有や同行訪問、児童相談所と協働した里親サロン、登録前の社会調査もフォスタリング機関が同行するなど、まさに両輪として駆動している点は評価できます。

##### ○要保護児童対策協議会との連携

施設措置児童および里親委託児童について、住所登録されている(措置・委託先の)市町村の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という）に名簿登録されており、必要に応じて児童相談所から個別支援会議開催を発信し、里親支援を地域の中からも考える仕組みを構築している点は評価できます。

##### ○特別養子縁組里親への丁寧な支援

特別養子縁組成立後の里親世帯について、児童相談所として児童福祉司指導措置を取り、実親、養親、各関係機関との連携を十分に行い、非常に丁寧な支援を継続している点は評価できます。

#### 【今後の取組みへの提案】

##### ○里子の面会交流時の移送の負担軽減

里子の親子交流時の移送について、遠距離で非常に時間がかかるケースがあるという意見がありました。里親さんの移送協力が難しい場合、親権者の同意を得て、フォスタリング機関職員による移送協力を調整することで、面会後の里子や里親のフォローも同時に依頼できることから、ご検討いただきたいと思います。また面会交流の場所としても、移動距離を勘案し、中間にある子育て支援センター等の面会交流に適した施設を調整する等、子どもの負担も軽減できるようご検討いただきたいと思います。

##### ○フォスタリング機関のセンター化

国の方針では、フォスタリング機関による支援が里親支援事業の一部にとどまっているという現状から、一貫した体制での継続的及び包括的に里親支援を行う里親センターの設置が進められています。家庭養護に果たす行政の役割と責務については、里親支援センターとの連携の黎明期であることもあり、「児童相談所(行政)の責務」に関する業務の棲み分けが不明確なところがあります。この点については、和歌山県で既に設置されている里親支援センターとその管轄の児童相談所とで、すでに検討が進められています。今後も継続的に取り組まれることが望まれます。

##### ○特別養子縁組家庭への途切れない支援の工夫

ヒアリングでは特別養子縁組後は児童福祉司指導措置により支援家庭として対応していると説明がありました。児童福祉司指導終了後の市町村への引継ぎに際しては、特別養子縁組成立後の家庭が通常の家と異なる困難を抱えることを地域と十分共有し、通常の子育て支援サービス以上の長期的かつ質の高い支援の必要性について協議することが望まれます。特別養子縁組成立後の家庭支援が児童相談所から他の専管部署に引き継がれ、途切れないような工夫についてご検討いただきたいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

## 第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れている点】

##### ○当事者(子ども・家族)が主体となるアプローチを基盤とした家族支援

支援の基本姿勢として、当事者(子ども・家族)が主体となる考え方を取り入れ、家族の強みを活かしながら支援を進めていました。支援の方向性が明確で安定していると感じました。

##### ○丁寧で継続性のある在宅支援

在宅支援では、保護者・子ども双方への面接がきめ細やかに行われ、特に子どもの意見や気持ちを丁寧に確認する姿勢が徹底されていました。

##### ○法的対応を含む子どもの権利擁護

子どもの安全確保のために必要な場合は、親権停止などの法的措置も躊躇なく実施されており、権利擁護の観点から適切な判断が行われていました。

##### ○一貫した担当制によるケース理解の深さ

初期対応から在宅支援、施設入所まで同じ担当者が関わる地区割担当制により、ケースの理解が深まり、継続的な支援が可能となっていました。

##### ○保護者への丁寧な説明と合意形成

事例対応において、保護者の理解と同意を得るために十分な対話を行い、援助方針も適切に立てられていました。家庭復帰後のフォローも適切に実施されていました。

#### 【今後の取組みへの提案】

##### ○地域機関との連携強化

家庭復帰後の支援や在宅支援において、地域の母子保健、こども家庭センター、医療機関、教育関係者などの連携をさらに強化し、家族に近い地域資源をより活用できる体制づくりをさらに進めていただくことを期待します。

##### ○地域協力ネットワークの構築

家族に近い地域機関(市町村等の他機関)の協力を得ることが難しい状況があるように見えました。地域機関の主体性とモチベーションをアップし、連携の中で家族全体への支援のシステム(協力ネットワーク)の構築に至れることを期待します。

市町村との組織的な協力体制をより強固なものとするため、現行の同行訪問を継続・定着させるとともに、児童相談所の定例会議への陪席機会を設けるなどの工夫はいかがでしょうか。

また、「管内等児童虐待対応担当部署等職員連絡協議会（管対協）」の枠組みを活用した合同研修会の開催など、専門性の共有と顔の見える関係づくりを推進し、地域全体での対応力底上げが図られていくことを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	A
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

## 第Ⅳ部 市区町村や関係機関との連携

- 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

### 総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

#### 【優れている点】

##### ○市町村との協働

地区割制を執っていることから、担当市町村の家庭児童相談部署と顔の繋がっている関係構築されており、同行訪問を含めて歩調のあった支援が展開されている点は評価できます。また児童相談所は市町村との間で、しばらくの間協働して対応するなどの丁寧な引継ぎを行っており、支援対象世帯にとっても、子どもにとっても安心できる形態となっている点は評価できます。

#### 【今後の取組みへの提案】

##### ○市町村へのケース送致

児童相談所と市町村のお互いが顔の見える関係で繋がっている面もありながら、児童相談所からの市町村へのケース送致は行われていませんでした。和歌山県では受理送致の仕組みが作られています。この強みを活かし、より主体的に市町村がケース関与することで、結果的に市町村の支援力(始縁力)が強化されることにつながります。そのことによって、これまで多く抱えていた児童相談所のケースが市町村対応できることとなり、児童相談所はより高リスクのケースに注力できます。児童相談所としての後方支援の役割を果たしつつ、市町村支援力強化を目的に受理送致を進めることをご検討いただければと思います。

##### ○人事交流

人事交流等について、児童相談所と市町村が同じ方向を向いて協働していくためには相互理解を図っていくことが重要です。その点において、児童相談所と市町村の人事交流、児童相談所の各種会議やワーキンググループへの市町村職員の参加、合同のケーススタディの実施などは、比較的实施が容易であり、かつ、相互理解を深める効果が高く、両者の協働のための土台となり、援助方針の共有が促進されていくと考えられるため、お勧めします。

##### ○市町村担当福祉司、里親支援担当福祉司の設置

市町村担当児童福祉司は市町村と児童相談所の対立関係を緩和し、援助方針の方向性を揃えていくことに大きく寄与すると考えられます。一部の自治体では既に導入されスムーズな連携が図れていますので、当該職員の配置を提案します。

国全体が家庭養護への転換を進める中、地域における子育て支援資源として里親がクローズアップされてきました。里親が地域支援の一翼となるよう、里親支援及び自立支援を担当する里親支援担当福祉司を別途配置することを検討し、より紀南児童相談所らしいワンチームの社会的養育体制の確立に向けた動きを加速していただきたいと思えます。

##### ○市町村のサービスの活用

市町村のサービスを活用した支援検討について、提示された様々なケースの中で、一時保護や措置解除時の支援方針検討の際、子育て短期支援事業や障害児サービス等の市町村福祉サービスの利用について協議された経緯が確認できませんでした。児童相談所が在宅支援を一手に引き受けていくのではなく、ケースのリスク判断により必要な市町村サービスを方針に盛り込んだうえで、市町村送致によるケース引継ぎがなされることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	B
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	B
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	A